

令和4年度 指名停止業者（令和4年7月8日公表）

指名停止の期間	商号又は名称	主たる営業所の所在地	措置要件	指名停止の理由
令和4年7月8日から 令和5年7月7日まで	(株)銭高組京都営業所	京都市	別表第2-3-ウ	元名古屋支店長が、公契約関係競売等妨害容疑で名古屋地方検察庁に在宅起訴されたことによる。